農産品の関税割当てに関する情報の公表について

農業に関する協定第2条において定義される農産品の関税割当運用規定に関する了解(平成25年12月7日バリ閣僚決定)を受け、ウルグアイ・ラウンド交渉により関税化された農産品の関税割当てについて、関係情報を以下のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 26 日

農林水産省

記

対象品目の関税割当てについて、輸入許可手続に関する協定第1条4(a)に掲げる申請書の提出のための手続に関する規則及び情報その他の公表事項は、農林水産省のホームページ等(※1)に掲載している直近年度同期の品目別の関税割当公表をご参照下さい。

なお、各年度の関税割当てについての最新の情報については、原則として3月11日(※2)に、割当数量については、原則として4月1日(※3)に、それぞれ公表されますので、そちらもご覧下さい。

- ※1)農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表。
- ※2)割当期間が上期、下期に分かれている場合、3月11日が上期、9月10日が下期の 公表日。なお、当該公表日が閉庁日の場合はその前の開庁日。
- ※3) 割当期間が上期、下期に分かれている場合、4月1日が上期、10月1日が下期の 公表日。なお、当該公表日が閉庁日の場合は次の開庁日。

【対象品目】

- 1. その他の乳製品
- 2. 学校給食用以外の脱脂粉乳
- 3. 学校給食用脱脂粉乳
- 4. 無糖れん乳
- 5. 無機質濃縮ホエイ
- 6. 配合飼料用ホエイ及び調製ホエイ
- 7. 乳児用調製粉乳用ホエイ等
- 8. バター及びバターオイル
- 9. 雑豆
- 10. でん粉等
- 11. 落花生
- 12. こんにゃく芋
- 13. 調製食用脂
- 14. 繭及び生糸